

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月26日から同年8月1日まで

私は、昭和44年4月にD社（本社）に入社し、D社のグループ会社内を異動した。

しかし、申立期間について、人事異動により転勤しただけなのに厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（本社）から提出された従業員名簿、同社からの回答及び当時の社会保険事務担当者の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年8月1日にA社B営業所からD社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を昭和53年7月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月1日から同年8月4日まで
② 昭和53年7月7日から54年7月1日まで

私は、昭和40年5月にA社B営業所に入社し、E社のグループ会社内を異動した。

しかし、申立期間①及び②について、人事異動により転勤しただけなのに厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社（本社）から提出された従業員名簿、同社及びC社からの回答並びに複数の元同僚の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B営業所からF社（現在は、G社）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録からF社で申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚4人は、いずれも同社に着任した時期は申立人と同じ頃だったとしているところ、そのうち1人は、「自分は昭和46年6月26日にF社に異動した。申立人は自分より少し遅れ

て同事業所に着任したと思う。」と証言している。しかし、オンライン記録では、F社が適用事業所となったのは昭和46年8月4日であり、同社が適用事業所となるまでは、異動前のA社B営業所において被保険者資格を有すべきものとするのが相当であり、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年8月4日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書、E社（本社）から提出された従業員名簿並びに同社及びD社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年7月7日にH社（現在は、I社）からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、C社)における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月1日から同年11月2日まで
② 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月にA社B支店に入社し、E社のグループ会社内を異動した。

申立期間①及び②についても人事異動により転勤したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社(本社)から提出された従業員名簿、同社からの回答及び当時の社会保険事務担当者の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社B支店からD社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の社会保険事務担当者は、「昭和45年8月にD社の設立準備のため申立人と一緒に異動したが、同社が社会保険の適用事業所となるまでは厚生年金保険の記録をつなぐため、A社B支店で掛けることにすると同支店の担当者と話し合っていた。」と証言している。したがって、オンライン記録では、D社が適用事業所となったのは昭和45年11月

2日であり、それまでは、異動前のA社B支店において被保険者資格を有すべきものとするのが相当であることから、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年11月2日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和45年10月1日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録、E社（本社）から提出された従業員名簿並びに同社及びD社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にD社からF社G営業所（現在は、H社I店）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和49年9月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月26日から同年8月4日まで

私は、昭和45年3月にA社B支店に入社し、D社のグループ会社内を異動した。

申立期間についても人事異動により転勤したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（本社）から提出された従業員名簿並びに同社からの回答及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B支店からE社（現在は、F社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和46年6月26日にE社で資格を取得していることが確認できる。しかし、オンライン記録では、E社が適用事業所となったのは同年8月4日であり、同社が適用事業所となるまでは、異動前のA社B支店において被保険者資格を有すべきものと考えるのが相当であり、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年8月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月30日から同年11月1日まで
昭和44年3月にB社（現在は、C社）へ入社後、D県にあった関係会社のA社へ出向した。同社では半年ほど勤務し、その後、B社に異動した。
年金記録をみると、A社からB社へ異動した頃の期間が1か月間空白になっているが、申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名簿、複数の同僚の証言及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和44年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。